

東北高等学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は東北高等学校体育連盟と称する。

第2条 本連盟の事務局は会長所在の県に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は東北各県高等学校体育連盟の連絡提携により、高等学校における体育・スポーツの健全な発達を図ることを目的とする。

第3章 組織

第4条 本連盟は青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島各県の高等学校体育連盟をもって組織し、公益財団法人全国高等学校体育連盟の東北地区団体とする。

第5条 本連盟は次の競技種目ごとに専門部を置く。

陸上競技	バレーボール	バスケットボール	体操
ソフトテニス	卓球	サッカー	バドミントン
柔道	ハンドボール	相撲	ソフトボール
ボート	自転車競技	水泳	スキー
スケート	剣道	テニス	フェンシング
レスリング	ヨット	ウエイトリフティング	登山
弓道	馬術	ボクシング	ホッケー
ラグビーフットボール	空手道	アーチェリー	なぎなた
カヌー	少林寺拳法		

第4章 事業

第6条 本連盟は第2章の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 高等学校体育・スポーツに関する根本方針の研究審議
- 2 東北六県高等学校体育大会、講習会、研究会の開催
- 3 公益財団法人全国高等学校体育連盟並びに体育諸団体との連絡提携
- 4 その他本連盟の目的達成に必要な事項

第5章 役員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 6名
- 3 理事長 1名
- 4 理事 若干名（内常任理事若干名）
- 5 監事 若干名
- 6 顧問 若干名
- 7 参与 若干名
- 8 事務局長 1名

第8条 会長は各県会長の互選により選出する。

会長は、本連盟を代表し、会務を総轄して理事会を招集し、その議長となる。

第9条 副会長は、各県会長及び会長所在県の副会長（1名）があたり、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 第10条 理事は、各県理事長並びに事務局長をもってこれにあて、会長がこれを委嘱する。
理事長は、会長所在県の県理事長があたる。
常任理事は、各県理事長があたる。
- 第11条 監事は、会長所在県の監事をもってこれにあて、会長がこれを委嘱する。
監事は、本連盟の会計を監査する。
- 第12条 事務局長は、会長所在県の理事（県事務局長）があたり、庶務会計を担当する。
- 第13条 顧問は、理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。
顧問は、重要事項に関し会長の諮問に応ずる。
- 第14条 参与は、会長がこれを委嘱し、会長の諮問に応ずる。
- 第15条 役員の任期は二年とする。但し、重任は妨げない。補欠によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。
- 第16条 各種目別専門部には部長並びに委員長を置く。
部長は、各県高等学校体育連盟専門部長の中から各県専門部委員長が推薦する。
委員長は、各県専門部委員長の互選により選出し、当該部の事務処理にあたる。

第6章 会 議

- 第17条 会議は、理事会、常任理事会、専門部委員長会とする。
- 第18条 理事会は会長がこれを招集し、次の事項を決議する。
- 1 予算決算
 - 2 事業計画
 - 3 役員の選出
 - 4 規約の改正
 - 5 負担金の決定
 - 6 その他重要事項
- 第19条 常任理事会は会長がこれを招集し、理事会に提出する議題その他重要事項を企画立案する。
- 第20条 緊急な事項で理事会を開き得ないときは常任理事会が代行し、次の理事会において承認を得るものとする。
- 第21条 理事会、常任理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第22条 専門部委員長会は、会長がこれを招集し、専門部に関する事項を審議する。

第7章 会 計

- 第23条 本連盟の経費は各県高等学校体育連盟の負担金並びに寄付金その他の収入を持ってあてる。
- 第24条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 付 則

- 第25条 本規約は、理事会の決議によらなければ変更することができない。
- 第26条 公益財団法人全国高等学校体育連盟東北地区代表役員の評議員（1名）、総体中央委員（2名）、総体検討委員（1名）、基本問題検討委員（1名）、の選出については、常任理事会において推薦する。
- 第27条 本規約は、昭和46年10月14日より施行する。
- | | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 昭和55年11月21日一部改正 | 昭和60年11月14日一部改正 | 平成10年5月19日一部改正 |
| 平成13年11月6日一部改正 | 平成14年5月13日一部改正 | 平成18年10月23日一部改正 |